

美女木六丁目町会 会則

(名称)

第1条

本会は、戸田市美女木六丁目町会と称する。

(事務所)

第2条

本会の事務所は、会長宅に置く。

(目的)

第3条

本会は、会員の健全なる発展と相互の親睦及び連絡強調を図り、会員の福祉増進に寄与することを目的とする。

(会員)

第4条

本会の会員の権利と義務は次の通りとする。

- (1) 会員は、美女木六丁目地区に居住する世帯を普通会员とし、事業所を賛助会員とする。
- (2) 会員は、町会費を納入しなければならない。ただし、生活保護法の適用を受けている世帯は免除する。

(事業)

第5条

本会は、第3条の目的達成のために次の事業活動を行う。

- (1) 住民の福祉増進と生活向上に関する事業
- (2) 会員は、文化、社会教育、体育に関する事業
- (3) 保健衛生に関する事業
- (4) 自治警防に関する事業
- (5) 市当局への協力に関する事業
- (6) その他必要な事業

(役員)

第6条

1. 本会の役員は次の通りとする。

- (1) 会長 1名 (会長は理事会で互選し総会で承認を求める)
- (2) 副会長 若干名 (同上)
- (3) 会計 2名 (町会、会館)
- (4) 書記 2名以内
- (5) 理事 20名以内
- (6) 監事 2名 (会計監査)
- (7) 班長 各班1名

2. 本会に相談役、顧問を置くことが出来る。

(1) 前町会三役の経験者から、必要に応じ理事会の推薦により町会長が委嘱する。

3. 本会の役員の任期は満2年とし、再選は妨げない。

4. 会長は本会を代表し、会務を統括する。

5. 副町会長は会長を補佐し、会長の事故あるときは、代理する。

6. 理事は理事会を構成し、会務を執行する。

7. 班長は本会並びに市当局からの連絡事項及び運営に当たる。

8. 監事は本会の業務並びに会計を監査し、総会に報告する。

(会議)

第7条

1. 本会の総会は定期総会とし、事業年度終了後2か月以内に開き次の事項を行う。

(1) 予算の審議決算等に関する事項

(2) 事業計画に関する事項

(3) 役員の選挙及び承認に関する事項

(4) その他必要と認めた事項

2. 臨時総会は次の場合、会長がこれを召集しなければならない。

(1) 理事会が必要と認めた事項

(2) 会員の10分の1以上の請求があったとき会議を請求する者は議題とその理由を付して会長に文書で提出しなければならない。

3. 理事会は毎月1回程度開催し、次の事業を行う。

(1) 事業の企画及び執行

(2) 緊急の事項の処理

4. 会議の決議は、すべての出席者の過半数の賛成によるものとする。

5. 理事会で認めた各種団体の代表者は会議に出席して意見を述べることができる。

(会計及び会計業務)

第8条

1. 本会の会計は会員が納入する会費と寄付金、事業収入及び市当局からの補助金等を以って賄う。

(1) 本会の会費は月額200円とし、班長が集金し、会計に納入する。

(2) 本会の賛助会員は月額500円とする。

(3) 本会の会計年度は4月1日に始まり3月31日までとする。

(会館)

第9条

1. 会館に次の運営委員会を置き運営管理に当たる。

(1) 委員長 館長1名

(2) 委員 理事

(委任)

第10条

この会則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

付則 この会則は、平成15年4月29日から施行する。

この会則は、平成20年4月29日から施行する。

この会則は、平成23年4月29日から施行する。

この会則は、令和6年5月12日から施行する。